

北海道自然保護協会会報
Nature Conservation Society of Hokkaido

1995年8月号

No. 91

NC HOKKAIDO



夏の犬雪山
(沼の原からトムラウシ山)
写真：大館和広

納得できない士幌高原道路のゴーサイン

俵 浩 三 (会 長)

自然環境保全審議会が「適当」と答申

士幌高原道路問題は、北海道自然保護協会が当面する最重要課題の一つとしてとりにくんでいるものです。

北海道自然保護協会は、十勝自然保護協会、北海道自然保護連合と協同して、二月十八日には札幌で、三月二十五日には旭川で、五月十三日には帯広で、「ジョイント集会」を開催しました。いずれの会場でも、大雪山の自然の大切さや、士幌高原道路計画の矛盾点などが、講師や参加者の間で熱く語り続けられ、どこも超満員となる大盛会でした。このことは、北海道民の間に士幌高原道路問題、あるいは大雪山やナキウサギの自然保護問題への関心が、確実に高まっていることを物語っています。

そうした中で環境庁は、五月三十日、自然環境保全審議会に対して士幌高原道路のいわゆる「新トンネル案」あるいは「全線トンネル案」といわれる変更案を諮問し、同審議会はそれを適当と認める即日答申を行いました。その答申には次の三点の「留意事項」が付されています。

①トンネルルート上の地形、地質については、未解明な点も残されているので、それらの点に関し、専門家の意見も踏まえ、慎重に調査検

討を行うこと。

②トンネル工事に伴う周辺環境への影響、及び排ガスが動植物に及ぼす影響等供用後の自然環境への影響等について、事前に十分検討を行い、必要な対策を講ずること。

③然別湖地区については、山岳と湖沼と亜高山植生による優れた自然環境を構成しており、適正な保護のもとに、その特性を踏まえた自然とのふれあいの場として活用していく必要がある。かかる観点から、既存道路を含む利用施設の整備には慎重な配慮を払うとともに、適正な利用に努めること。

翌日の新聞は、「これにより環境庁は士幌高原道路の必要性を認めたことになり、『氷河時代の生き残り』とされるナキウサギの生息地保全問題などで二十年以上中断していた工事は、再開に向けて動きだすことになる」と報じています。しかし、これには大いに引つかかるものがあります。なぜなら「士幌高原道路の必要性を認めた」という「結果」は分かっても、なぜ必要性を認めたかの「理由」はまったく知ることができないからです。

士幌高原道路計画の疑問点には
答えず

私たちは永年にわたり士幌高原道路計画について多角的に検証をつけてきました。その結果、士幌高原道路計画は、地元から強い要望の出ていることは承知していますが、この道路は何を目的とし、どんな必要性があり、どんな効果があるかは、疑問だらけです。また道路予定地は私たちの自主調査によって、全国的に見てもきわめて特殊で貴重な「風穴」地帯であることが明らかになり、たとえトンネルであっても、環境に与える影響が大きく懸念されるようになりました。そうしたことを事業主体の北海道に質問しても、まともな答えがなかったり矛盾した答えの繰り返しで、疑問点や矛盾点はふくらむばかりでした。それは、この数年の「NC」や「会誌」の士幌高原道路関連記事をご覧いただければ、お分りのとおりです。

それにもかかわらず、北海道は昨年十二月に「新トンネル案」を公式に意志表示し、環境庁もそれを受けて自然環境保全審議会に諮問する方向を固めたとの情報が入ってきました。そこで三月二十五日に北海道自然保護協会、十勝自然保護協会、北海道自然保護連合は連名で、環境庁長官に対して「大雪山国立公園計画における士幌高原道路の取扱いに関する

質問状」を提出しました。その質問項目は次の九点です(別記「要望書」記事参照)。

①土幌高原道路を「林談話」の適用除外とした理由は?

②公園利用に意味のない道路をあえて公園計画に位置づける理由は?

③公園区域外を活性化するため公園内に負荷を与える計画が合理的である理由は?

④予定地の環境調査も行わずトンネルを合理的とする理由は?

⑤北海道自然保全指針に反する車道が合理的である理由は?

⑥地元の漠然とした期待を公園計画にとり入れるのが合理的な理由は?

⑦北海道がアクセスで否定した長大トンネルが公園計画で合理的となる理由は?

⑧自然保護団体のコンセンサスが得られていない公園計画が合理的な理由は?

⑨公園計画再検討実務要領に反する計画が合理的な理由は?

また自然環境保全審議会は、環境庁から正式諮問されるのに先立つ五月九、十日に土幌高原道路予定地(トンネルの出入口部分だけ)の現地調査を行い、そのさい帯広で賛成・反対双方の代表者から意見の陳述を聞きました。私たちはその席上でも

前記九項目の主旨を述べるとともに、とくに自然環境保全審議会が出した「林談話」の基本認識を同じ審議会が変更するというなら、「その理由を国民の前に示してほしい」と訴え、また北海道での論理が尽くされていない段階で、審議会が土幌高原道路を認めることがあれば、「多くの北海道民の意志と願いを無視することとなる」と訴えました。

しかし環境庁も自然環境保全審議会も、私たちからの問題提起や質問には答えてくれていません。しいていえば、審議会答申の留意事項①②は九項目質問の④への回答に当たるとのかもしれないが、それ以外の基本問題にはいっさいノーコメントのままです。これは環境庁が胸を張る新しい「環境基本法」でいう、「情報の提供」(第二十七条)や「民間団体等の自発的な活動を促進するための措置」(第二十六法)の主旨から見ても、きわめて遺憾なことです。

なお論議必要な土幌高原道路
六月一日の北海道新聞は「なお論議必要な土幌高原道路」という社説を掲げています。それは、「環境庁の自然環境保全審議会は、大雪山国立公園内で工事が中断している土幌高原道路の未開削部分を全線トンネ

ル化する北海道の案を、適当と認めた。それにしても、なぜこの道路が必要なのか。この段階を迎えてもなお論議が不十分であり、国立公園内に道路を建設することの是非をめぐるといって書き出しで始まっています。

そして最後は、「事業主体の最高責任者たる堀知事は、先の知事選挙で、公約の一つに「環境重視」を掲げていたはずだ。であれば、官僚の常とう句ともいえる「行政の継続性」に固執することなく、土幌高原道路の凍結ないし白紙撤回もあり得る姿勢で、いま一度幅広く道民世論に耳を傾けるべきではないか」と結んでいます。

この社説は私たちの主張と基本的に一致しています。また多くの北海道民も、なぜ必要性も明らかでない土幌高原道路に、莫大な税金のかかる「新トンネル案」でゴーサインをだしたのか納得できない、と考えているのではないかと思います。

審議会の答申はでしたが、まだ道路の事業が認可されたわけではありませぬ。私たちは今後もねばり強く土幌高原道路計画の不合理性を訴え、大雪山の自然を守り抜きたいと決意を新たにしています。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

ます。

新会員紹介

95・1・29～95・5・27現在

【個人A会員】

- | | |
|--------|--------|
| 柴田 義春 | 梅田 寿一 |
| 伊藤 あゆ子 | 脇屋 利美 |
| 日高 雄一 | 吉村 繁 |
| 佐々木 純一 | 木村 正則 |
| 若井 聡 | 横倉 友子 |
| 吉田 豊 | 小野 盛市 |
| 大和田 基夫 | 西垣 八千雄 |
| 青江 正 | 前沢 卓 |
| 川村 秋男 | 篠原 重明 |
| 境 一郎 | 松本 幸市 |
| 竹内 勝 | 小野 隆司 |
| 笹森 繁明 | 中川 晃 |
| 川崎 理恵子 | 小幡 千代 |
| 佐々木 義治 | |

【個人B会員】

- | | |
|--------|--------|
| 梅田 悦子 | |
| 【学生会員】 | |
| 鳥居 磨理子 | 五十部 訓子 |
| 小林 智宏 | |

(敬称略)

社北海道自然保護協会

一九九五年度通常総会要録

日時 一九九五年五月二十七日(土)午後一時半
場所 道民活動センター(かでる2・7)

(札幌市中央区北二条西七丁目)

会長挨拶

昨年は、当協会としては創立三十周年にあたり、関連する諸行事を行いました。一方国のレベルでは、一昨年に制定された環境基本法に基づき、環境基本計画が作成されました。その動きは北海道や札幌など、地方自治体にも及んでいます。しかし環境基本法とか環境基本計画というものは、自然保護や環境問題の今後のあるべき方向を示す、いわゆる「総論」にあたるもので、問題は、それがどのように実効ある各論になるかということです。北海道では千歳川放水路、士幌高原道路など大きな、或は重要な計画が進められておりますが、環境基本計画という「総論」に則って考えれば、問題ありと

言わざるを得ません。士幌高原道路

問題については昨年末の新トンネル案の発表から、事態が急速に動き出し、五月中には国の審議会が開かれ、ある方向が出る模様ですが、私たちとしては引き続き頑張っていくつもりですので、皆さんのご支援をお願いいたします。

最後に、当協会の創立者の一人として活躍された井手貢夫さんが、去る五月十九日に亡くなりました。慎んでご冥福をお祈りします。

第一号議案「一九九四年度事業報告および収支決算」
事業報告の概要

「広報事業」(1)会誌「北海道の自然」第33号の発行(2)会報「NC」87

90号の発行

「普及事業」(1)自然観察会(四回)の開催(2)自然保護講座の開催(3)エコツアーの開催

「普及啓発事業」(1)自然保護講演会の開催(三回)(2)自然保護読本「狩場茂津多・檜山の自然」の発行及び学校・公共図書館等への贈呈

「調査研究等事業」(1)野生動物のかかえる問題について

「自然保護運動その他」(1)士幌高原道路問題、カムイ・ジャンボリー高原開発事業、千歳川放水路計画、エゾシカ、道道館町福島線、浜益村黄金山国有林伐採等の諸問題に関し、現地調査、関係官庁等への質問及び要望、公聴会への出席、集会の開催等

「三十周年記念事業」(1)記念講演会の開催(2)夏休み自然観察記録コンクールの実施(3)「協会30年のあゆみ」の編さん(会誌33号の特集)
「特別事業」(1)北キツネの生態調査
四年度収支決算報告

(島山副会長)

四年度監査報告

質疑

〈柴田会員〉

キタキツネの生態調査は何を調べたのか。

〈佐藤(謙)副会長〉

観光客に餌付けされた個体の行動等についてである。

◇議長が第一号議案について承認を求め、拍手をもって承認された。

第二号議案「一九九五年度事業計画及び収支予算」

事業計画の概要

「広報事業」(1)会誌「北海道の自然」第34号の発行(2)会報「NC」を年五〜六回発行(3)会員の拡大

「普及事業」(1)自然観察会の開催(2)自然保護講座の開催(3)夏休み自然観察記録コンクールの実施(4)会員相互の勉強会

「普及啓発事業」(1)自然保護講演会の開催(2)自然保護読本の発行

「調査研究事業」(1)森林・河川・海岸に関する調査研究

「自然保護運動」(1)士幌高原道路問題(2)千歳川放水路問題(3)野生生物の保護(4)その他

「特別事業」現在予定なし

質疑

〈久保(喜一)会員〉

先に配布された資料では受託の収支がゼロであったのが、これでは収支ともに全額が入っているが。

〈俵会長〉

今年度は今のところ受託予定はな

決算報告 (1994年4月1日から1995年3月31まで)

1. 一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(基本財産運用収入)	(49,078)	(管理費)	(5,857,329)
基本財産利息収入	49,078	賃金	2,793,180
(会費収入)	(6,894,000)	諸謝金	20,000
個人会費収入	3,095,000	退職金	0
団体会費収入	3,799,000	福利厚生費	205,891
(一般事業収入)	(80,310)	会議費	165,690
一般事業収入	80,310	旅費交通費	639,220
(補助金収入)	(1,000,000)	通信運搬費	440,842
地方公共団体補助金収入	1,000,000	消耗品費	225,963
(助成金収入)	(1,200,000)	印刷製本費	184,430
民間助成金収入	1,200,000	燃料費	25,948
(寄付金収入)	(129,100)	光熱水料費	109,032
寄付金収入	129,100	賃借料	867,392
(雑収入)	(913,004)	諸会費	90,500
受取利息	13,209	図書資料費	49,070
雑収入	899,795	支払手数料	7,639
(繰入金収入)	(23,080)	雑費	32,532
繰入金収入	23,080	(一般事業費)	(4,774,913)
(積立預金取崩収入)	(0)	広報事業費	2,532,722
退職給与積立預金取崩収入	0	普及事業費	42,100
(前期繰越収支差額)	(2,747,319)	普及啓発事業費	2,200,091
		(調査研究等事業費)	(91,180)
		(積立預金支出)	(80,000)
		退職給与積立預金支出	80,000
		(繰入金支出)	(300,000)
		繰入金支出	300,000
		(予備費)	(0)
		(30周年記念事業費)	(368,393)
		支出合計 (B)	11,471,815
収入合計 (A)	13,035,891	次期繰越収支差額 (C)	1,564,076
		(C)=(A)-(B)	

2. 特別会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	決算額	勘定科目	決算額
(受託等事業収入)	(812,460)	(受託等事業費)	(884,092)
受託事業収入	700,000	受託事業費	700,000
読本普及事業収入	112,460	読本普及事業費	27,600
(雑収入)	(267)	雑費	156,492
受取利息	267	(繰入金支出)	(23,080)
雑収入	0	繰入金支出	23,080
(繰入金収入)	(300,000)		
繰入金収入	300,000		
(前期繰越収支差額)	(170,394)		
		支出合計 (B)	907,172
収入合計 (A)	1,283,121	次期繰越収支差額 (C)	375,949
		(C)=(A)-(B)	

い。
 (この質問に対しては収支予算書の
 中で説明)
 △浜田氏(ジャパンヘルシーゾーン
 を進める会)▽
 キツネの調査について。餌づけの
 結果どうなっているか、またキタキ
 ツネの調査は人間との関係を含めた
 ものにすべきではないか。次に民有
 林の荒廃についてだが、国の力で民

有林を保つべきだと思うが、協会と
 してはどう考えているか。
 △俵会長▽
 この調査は、我々が餌づけをした
 のではなく、観光客による餌づけが
 自然にどんな悪影響を与えるかを明
 らかにするもので、誤解のないよう。
 また受託調査とは、スポンサーから
 調査の目的を示されそれを受けるも
 のなので、我々独自の目的の調査は

別個にやらなければならぬ。
 次の森林の問題は非常に重要であ
 り、本年度は調査研究事業として
 「森林・河川・海岸に関する調査・
 研究・提言」を実施する計画である。
 ただし我々は調査研究機関ではない
 し、独自の予算もないので、どの程
 度できるかは分からない。
 △浜田氏▽
 キツネのことは了解した。民有林

のことは予算の関係で難しいのは分
 かってはいるが、傘下の自然保護の会
 にこういった問題などを検討させる
 ことを要望する。
 一九九五年度収支予算説明
 (島山副会長)
 △久保会員▽
 土幌高原道路について、すべて無
 駄な工事だから止めると言って反対
 しないと意味がないので、南回り案
 も撤回して欲しい。次にキロロの問
 題に関して、昨年の総会で出た「調
 査委員会を作って云々」という発言
 が、道庁に提出された議事録には掲
 載されているのに、会報には抜けて
 いる。これは悪意があつて道庁に配
 慮して削除したのではないか。次に
 紺谷理事の辞任届について、大筋を
 書いてこれは事実無根だと会長のコ
 メントがあるが、どこが事実無根な
 のか。もう一つ、問題を提起したあ
 る自然保護団体について、理事会の
 場で、「彼等は金目当てにやっつてい
 るのではないか」との発言があつた
 と聞いている。そういう情報は会報
 に載せて欲しい。金目当てで言った
 ことは分かっているのだ。
 △中村会員▽
 土幌高原道路問題について、国の
 審議会の答申が出た後の取り組み方
 を聞かせて欲しい。

△俵会長▽

土幌高道路問題について、昨年の総会で申しあげたとおり、古い意見は新しいものに変わったわけであるから、南回り案も新しい意見にとつて変わられ、現在は生きていない。道庁もそれを生きているとは言っていないので、取り消す必要はないと考える。

審議会の答申が出た後の対応は、まず総会の場で一つの決議を行いたい。その後については答申の内容を確認した段階で相談したい。

次に総会での発言が、議事録には記載されているのに「NC」に記載されていない点だが、「NC」のスペース上の問題もあり、要点だけを記載しているので、表現が逐一同じにはならない。

それから紺谷理事の件だが、理事を辞めるにあたって、報道機関を含め多方面に手紙を送っているため、コメントせざるを得なかった。しかしその内容はプライバシーに係わる部分もあり一般の会員に逐一知らせる義務はないと思っているので、特に具体的に説明しなかった。

理事会での発言について、誰がどう言ったかはここで答えるべき問題ではない。

△久保会員▽

提案した問題をやらない理由を知りたいのだ。

ことは無い。
◇議長が第二号議案について承認を求め、拍手をもって承認された。

我々の活動は基本がボランティア活動のため、物理的にできないことがたくさんある。しかし北海道の自然にとつてどのくらい重要かを判断し、できるものは取り組んでいる。やらないからといってその業者と怪しいのではないか、という目で見ているように感じられるが、そういう

第三号議案「その他」
△俵会長▽
土幌高道路問題につき、総会の賛同に得て決議したいことがある。
(市川理事が「大雪山国立公園・土幌高道路「新トンネル案」に反対する要望書決議案」を朗読)

予算計画 (1995年4月1日から1996年3月31日まで)

1. 一般会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(基本財産運用収入)	(49,000)	(管理費)	(5,842,000)
基本財産利息収入	49,000	賃金	2,870,000
(会費収入)	(7,348,000)	諸謝金	50,000
個人会費収入	3,491,000	退職金	0
団体会費収入	3,857,000	福利厚生費	216,000
(一般事業収入)	(100,000)	会議費	50,000
一般事業収入	100,000	旅費交通費	655,000
(補助金収入)	(1,000,000)	通信運搬費	400,000
地方公共団体補助金収入	1,000,000	消耗品費	130,000
(助成金収入)	(1,200,000)	印刷製本費	250,000
民間助成金収入	1,200,000	燃料費	50,000
(寄付金収入)	(100,000)	光熱水料費	110,000
寄付金収入	100,000	賃借料	870,000
(雑収入)	(113,000)	諸会費	91,000
受取利息	13,000	図書資料費	70,000
雑収入	100,000	支払手数料	10,000
(繰入金収入)	(100,000)	雑費	20,000
繰入金収入	100,000	(一般事業費)	(4,560,000)
(積立預金取崩収入)	(0)	広報事業費	2,230,000
退職給与積立預金取崩収入	0	普及事業費	130,000
		普及啓発事業費	2,200,000
		(調査研究等事業費)	(200,000)
		(積立預金支出)	(120,000)
		退職給与積立預金支出	120,000
		(繰入金支出)	(100,000)
		繰入金支出	100,000
		(予備費)	(752,076)
当期収入合計	10,010,000	当期支出合計	11,574,076
前期繰越収支差額	1,564,076		
収入合計	11,574,076		

2. 特別会計

(円)

収入の部		支出の部	
勘定科目	予算額	勘定科目	予算額
(受託等事業収入)	(150,000)	(受託等事業費)	(50,000)
受託事業収入	0	受託事業費	0
読本普及事業収入	150,000	読本普及事業費	0
(雑収入)	(451)	雑費	50,000
受取利息	451	(繰入金支出)	(200,000)
雑収入	0	繰入金支出	200,000
(繰入金収入)	(100,000)	(予備費)	(376,400)
繰入金収入	100,000		
当期収入合計	250,451	当期支出合計	626,400
前期繰越収支差額	375,949		
収入合計	626,400		

◇議長が要望決議につき賛同を求め、拍手をもって採択された。
その後、終了予定時刻まで出席会員との意見交換を行い、「支部の設置」「余市川の水質悪化」「キロロ・リゾート開発問題」「雪だるま基金」等について質疑応答が行われた。

井手 貢夫さんを偲ぶ



本会名譽
会員井手貢
夫さんが五
月十九日心
筋こうそく
で急逝され

た。享年八十四歳。「ついひと月ほど前北大入学式に元気で出席されたのに」とびっくりしてお伺いすると、安らかなお顔で永久の旅路にたつておられた。

井手さんは早くから自然保護の重要性を説いており、同志の方々とともに、一九六四年には東条会長、今井・犬飼副会長、町村名誉会長という、政・財・学の大物からなる北海道自然保護協会の設立に力を尽くし、自らは理事長となり協会の索引車として大いに活動された。さらに北海道自然保護団体連合の代表となり、日高横断道路問題ではともに反対運動を進めたものであった。これらを辞められた後もいろいろアドバイスをして、われわれの運動を力づけて下さったことは感謝にたえない。

井手さんのご専門はドイツ文学で、

とくにヘルマン・ヘッセの研究に没頭し、スイスの自宅を訪問して個人的な親交も結んでいた。その成果は多くの著書や論文で発表され、内外で高い評価を受け、日本ヘルマン・ヘッセ協会の会長になっていた。

ヘッセはまた水彩画にも秀でており、井手さんが死の直前の独文学会で発表したのは、「ヘルマン・ヘッセとその水彩画をめぐって」であった。この秋「ヘッセ水彩画展」の開催にむけても努力しておられたが、その実現をまえに亡くなられたことは残念であったらう。

たいへん記憶力が強く、昔のことをよく覚えておられ、私が最近書いた『北の自然を守る』についても、いろいろ貴重なコメントを頂いたのは感謝にたえない。

好々爺然とした笑顔で語りかけられた面影を偲び、ご冥福を祈るしだいである。

(名誉会員 八木 健三)

陳情書

要望書 意見書

大雪山国立公園の公園計画見直し案における土幌高原道路の取り扱いを慎重に審議することについての要望書

一九九五年三月十五日

自然環境保全審議会委員 様

(北海道自然保護協会)

会長 俵 浩三

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。先生には日頃から自然環境保全審議会委員として、幅広い自然環境保全施策にご献身されていることに、敬意を表するとともに感謝を申し上げます。

さて、環境庁では近日中に大雪山国立公園計画の見直し原案を策定し、自然環境保全審議会に諮問する運びになっていくと承知いたしておりましたが、その見直し案の全体像は分かりませんが、道々土幌然別湖線(以下土幌高原道路という)については「新トンネル案」による案が提案されると聞いております。しかしながら、これには多くの問題点が含まれ

ておりますので、別紙のように環境庁長官あてに要望書を提出いたしました。

要するに土幌高原道路は、①三十年前に計画されたものであり、その後の社会情勢の変化により、現在では道路の目的、必要性、効果がすっかり色あせたものになってしまっているにもかかわらず、行政の継続性および地元からの要望(地域活性化への漠然とした期待)を理由に、旧計画を新トンネル案に手直しして踏襲するか、②それとも、この三十年の間に蓄積された自然環境に関する情報や新しい価値観を尊重し、日本最大で原始性に富む大雪山国立公園の特性を踏まえ、将来に悔いを残さぬ公園計画の見直しを行うか、そのどちらを選択すべきかの問題であります。

つきましては自然環境保全審議会における審議に際しても、土幌高原道路の新トンネル案には下記の通り(詳しくは別紙説明書の通り)、多くの不合理な点がありますので、客観的に慎重に審議されることを要望いたします。

予定される大雪山国立公園の公園計画の見直しスケジュールとの関係があるかもしれませんが、慎重審議の見地から是非とも大雪山の現地視

察をお願いいたしたく、また全体的な公園計画の見直しを急がなくてはならない場合は、問題の多い土幌高原道路部分のみは分離・保留して、慎重に「継続審議」されることを要望いたします。

土幌高原道路には長い経緯とさまざまな紆余曲折があつたので、簡単にはご理解いただけぬ部分があるかと案じています。本来であれば、直接お伺いしてご説明、お願いしなければならぬのですが、文書に代えさせていただいたことをお許しください。

なお先生のご理解を助けるため、土幌高原道路に関係する若干の資料を同封いたしました。また不明な点などがありましたら、折り返しご連絡いただければ、できる限りの補足説明を申し上げます。

記

土幌高原道路の「新トンネル案」を公園計画見直しの中で公園計画車道として位置づけることが「不合理」である理由の要点。
(以下省略…編集者)

大雪山国立公園計画における土幌高原道路の取扱いに関する質問状
一九九五年三月二十五日
環境庁長官 宮下創平 様

(注)北海道自然保護協会長 俵 浩三

十勝自然保護協会長 及川 裕

北海道自然保護連合代表 黒萩 尚

環境庁では、近く大雪山国立公園の公園計画の見直しを自然環境保全審議会に諮問し、その中で、道道土幌別湖線(以下土幌高原道路という)の未開削区間は、北海道から申し出のあつた、いわゆる「新トンネル案」に変更する方向で、計画に位置づけられる予定と承知しております。

しかしながら土幌高原道路は、三十五年以上も前に当時の社会経済的背景の中で計画、着工されたものの、自然保護上の理由で二十年以上も中断されたまま現在に至りました。土幌高原道路は公園事業として執行認可を得ているとはいいいながら、この永い年月の間的情勢の変化により、道路の目的、必要性、効果がすつかり「あいまい」なものになってしまつております。また自然環境に関する新しい情報の蓄積により、道路予定地の自然の貴重性がいっそう高まり、国民・道民の環境保全意識も大いに高揚しています。

そもそも公園計画の見直しは、旧来の計画が、その後の情勢変化により、現在の、あるいは将来の、自然的・社会的条件から見て適切である

可否かをチェックすることが基本であります。したがつて事業の継続性や既得権に配慮し、事業の継続を選択する場合には、それなりの「合理的」な根拠が明示されなければなりません。

私たちは永い年月にわたり、土幌高原道路計画をさまざまな角度から検証し、事業執行者の北海道に説明を示したり、質問をしまいにしましたが、土幌高原道路計画の矛盾点、疑問点は累積するばかりであり、とうてい納得できません。また土幌高原道路の実現に対して「地元からの強い要望」がでていることは承知しておりますが、その内容を吟味すると、後記のように「地域活性化への漠然とした期待」にすぎないことが明白です。このような土幌高原道路を大雪山国立公園計画車道として位置づけることは、日本最大で原始的環境を誇る国立公園の保護・利用のあり方にとつて大きな禍根を残すものと信じております。

したがつて、環境庁が今回の大雪山国立公園計画見直しの中で、土幌高原道路の「新トンネル案」を公園利用車道として位置づける案を立案したのであれば、下記事項について明快なご説明をくださるよう質問いたします。早急なご回答をお待ちいたします。

たします。

記

- 一 土幌高原道路を「林談話」の適用除外とした理由は?
 - 二 公園利用に意味のない道路をあえて公園計画に位置づける理由は?
 - 三 公園区域外を活性化するため公園に負荷を与える計画が合理的である理由は?
 - 四 予定地の環境調査も行わずトンネルを合理的であるとする理由は?
 - 五 北海道自然環境保全指針に反する車道が合理的である理由は?
 - 六 地元の漠然とした期待を公園計画にとり入れるのが合理的な理由はあるか?
 - 七 北海道がアセスで否定した長大トンネルが公園計画で合理的となる理由は?
 - 八 自然保護団体のコンセンサスが得られていない公園計画が合理的な理由は?
 - 九 公園計画再検討実務要領に反する計画が合理的な理由は?
- (各項目の説明文は省略…編集者)
- 大雪山国立公園計画における土幌高原道路の取扱いに関連する現地調査に際して自然保護団体の意見を聞くことを求める要望書
一九九五年四月七日

環境庁長官 宮下創平 様

(社)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

大雪山国立公園計画の見直しに關連しては、一九九四年十二月十九日づけで「大雪山国立公園内「道々士幌然別湖線」に關する公園計画の取り扱いについての要望書」、一九九五年二月二十七日づけで「大雪山国立公園内「道々士幌然別湖線」に關する公園計画の取扱いについての補足要望書」、一九九五年三月二十五日づけ十勝自然保護協会および北海道自然保護連合と連名で「大雪山国立公園における土幌高原道路の取扱いに關する質問状」を、それぞれ貴職あて提出したところであります。新聞報道によれば、環境庁は自然環境保全審議会に対し本件を諮問するに先立って、去る三月三十日に開催された審議会で事前説明を行い、また五月には審議会委員による現地調査が予定されていると報じられています。

このことは、審議案件を慎重に審議することに連なることで歓迎すべきことだと考えますが、現地調査に際しては、土幌高原道路計画に賛成する地元町村関係者だけでなく、この計画に疑問をもち批判的な立場の自然保護団体などからも、公平に意

見を聞く機会を設定されるよう要望いたします。

ちなみに、今回の大雪山国立公園計画見直し業務の一端に携わった環境庁の担当者は、新聞紙上で、「特定の開発計画に賛否を唱えるだけでなく、大雪山全体をどう利用し、保護するか。意見をぶつけ合ってほしい」と北海道民に呼びかけています。これは新聞紙上の間接的なコメントですから、十分に意を尽くせない点があるかもしれませんが、その趣旨は歓迎すべきことです。しかし、現実はどうでしょうか。

北海道自然保護協会は一九九一年に、大雪山国立公園計画見直しについての要望書を、北海道知事および環境庁長官あてに提出いたしました。しかし今日に至るまで行政当局からは何の反応も示されません。そればかりでなく、北海道知事は一九九一年当時、この要望に關連して、公園計画見直しの知事意見を環境庁へ提出する際には自然保護団体と協議すると議会で表明しました。それにもかかわらず実際には、自然保護団体をまったく無視したまま一九九四年十二月に知事意見を環境庁に提出してしまいました。そこで当協会は一九九五年一月十九日に北海道知事あて、「大雪山国立公園の公園計画見

直しに關する要請書」として、①「大雪山国立公園公園計画見直し案を公開し、關係する自然保護団体などに内容説明を行うこと」、②「關係する自然保護団体などから見直し案に対する「意見書」が寄せられた場合は、知事意見の補足資料として環境庁へ申達すること」を要請しました。しかし、行政当局はこれを拒んでいます。

北海道民が「大雪山全体をどう利用し、保護するか。意見をぶつけ合いたい」と願っても、それに応えないのは行政当局に他ならないのが現実の姿です。国立公園の保護・利用のあり方は、国民生活に深く關わっています。現実には公園計画や見直しがどのような内容で立案されるか、国民には知らされないまま、手続きが進行しています。これは環境基本法という国民参加型の環境行政の目ざす方向から見ても、明らかに改善されなければならないことです。いずれは、自然公園計画立案のプロセスにも「公聴会」などが位置づけられるべきでしょう。

その改善の第一歩として、五月に予定される自然環境保全審議会委員の現地視察に際しては、現地関係者から幅広く意見を聞く機会を設定されるよう重ねて要望いたします。

パンフレット「自然にやさしい道づくり」の内容に關する再質問書
一九九五年四月十一日

北海道知事 横路孝弘 様

(社)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三

このことについて、一九九五年二月二十七日づけで貴職あて抗議および質問いたしましたところ、三月二十七日づけで、土木部長から回答をいただきました。しかし、その内容は真正面から問題をとらえず焦点をぼかす態度に終始したもので、とうてい納得できませんので、下記のとおり再質問します。早急にご回答くださるよう、お願い申しあげます。

記

一 税金を使って自然保護への不公平、不正確な情報を流したことの責任

二月二十七日の質問の主旨は、「北海道が、国民・道民の税金を使って、不公平、不正確な「自然にやさしい道づくり」を作成した責任を、知事としてどのように感じているか」というものである。それに対する三月二十七日の回答は、土幌高原道路の新トンネル案への考え方を「事業者の立場から簡潔にまとめたもの」とのことである。「事業者」という

のは帯広土木現業所でもなく、土木部でもない北海道知事であるが、北海道知事が定めた「北海道自然環境保全指針」などをきわめて重要な自然保護のことに言及せず、道路建設に都合のよいことだけを強調したこと

(具体的には二月二十七日文書の「一、内容の不公平、不正確さ」の項を参照)の責任、それも国民・道民の税金を使って行なったことに対する責任の回答が欠落している。きちんと回答されたい。

また自然保護への言及を避けながら、タイトルだけは「自然にやさしい道づくり」という「羊頭狗肉」の印刷物を制作、配布したことは、環境基本法第七条(地方公共団体の責務)の趣旨に反すると考えられるが、この点についても見解を明らかにされたい。

二 「自然にやさしい道づくり」の配布は中止すべきではないか

三月二十三日の回答によれば、「自然にやさしい道づくり」は土幌高原道路に対する地元説明会で、「参考資料」として配布したもので、特に内容についての説明は行いません」とあり、内容の不公平、不正確さに対する責任をまったく感じていないのは遺憾である。このような不公平、不正確な内容のパンフレット

は、今後、配布を中止すべきと考え、見解を明らかにされたい。

三 自然保護のコンセンサスを得るため誠意ある態度を示すべきではないか

三月二十三日の回答によれば、「十勝自然保護協会及川派については話は平行線で、ご理解を得られませんでした」とあるが、事業者である北海道が、今回の「自然にやさしい道づくり」に象徴されるように、環境基本法の趣旨に反するように、自然保護軽視の態度をとる限り、自然保護団体のコンセンサスを得るところか、むしろ反発を招くことは必至である。過去の経緯を見ても、「アセスにおける動物軽視の総合的評価の『削除』と『撤回』」あるいは「山火事防止のために道路が必要」と力説しながら、突如として山火事に役立たない全線トンネルが最良に変わった矛盾」など、数々の矛盾点、疑問点に対して、北海道は誠意ある態度でコンセンサスを得ようとしたとは認められない。

二月二十七日の「知事はどのようなにして自然保護団体のコンセンサスを得ようとしているのか、明らかにされたい」という質問は、こうしたことに対して反省しているのか、今後とも同じような態度をとろうとす

るのか、という趣旨での質問であるが、解答がないので、見解を明らかにされたい。

「回答書」

平成七年四月二十一日

(社)北海道自然保護協会

会長 俵 浩三 様

北海道土木部長

細川 秀人

このたび、貴協会から「パンフレット「自然にやさしい道づくり」の内容に関する再質問書を頂きましたので、私から次のとおり回答いたします。

一及び二について

前回もお答えしましたとおり、この「自然にやさしい道づくり」は本道路の早期着工に向け、その計画についてご理解をいただくため、事業者の立場から道路の役割、事業の経過、地元からの要望や協議の経緯、また自然環境の保全に対する考え方を簡潔にまとめたものであります。三について

前回もお答えしましたとおり、今後質問書や要請書などがあつた場合には、適切な対処して参りたいと考えております。

NCニュース



協会の活動

(会場記載のないものは事務所で実施・敬称略)

第一四八回理事會

一九九五年一月二十八日

出席者 俵、佐藤(謙)、島山、市川、熊木、伊達、土方、福地、池田、石田、江部、大久保、大館、佐藤(正)、寺島、稗田、平井、水尾、宗像(十九名)

議題

一、入会者の承認について

A会員九名、学生会員一名の入会を承認した。

二、土幌高原道路問題について

- ①リーフレットの作成及び道土木部との話し合いについて報告。
- ②二月の集会について実施プランを検討。
- ③国の自然環境保全審議会委員に對し、資料を送ることを決定。
- ④大雪山国立公園の公園計画見直しに關し、「見直し計画の公開を求める」要望書を提出。
- ⑤帯広土木現業所作成のパンフレット「自然にやさしい道づくり」

の内容に重大な問題があるため、道あて意見書の提出を決定。

三、新年度活動計画について

本年度事業の進行状況をチェックしつつ、新年度の計画を検討した。

自然保護講座（かでの2・7）

「女性がみた北海道の自然」

二月一日、八日、十五日

参加者 五十六名

大雪山の花とナキウサギを語る会

二月十八日（札幌市教育文化会館）

参加者 三五〇名

一九九四年度第五回拡大常務理事会

一九九五年二月二十四日

出席者 俵、佐藤（謙）、畠山、市川、熊木、伊達、土方、福地、江部、大久保、佐藤（正）、平井（十二名）

議題

一、士幌高原道路問題について

国の自然環境保全審議会委員あて資料を送付する件は、公式文書として審議会会長あて送付すること、環境庁長官あて補足要望書を提出することなどを決めた。

二、久保裁判について

裁判は結審し、控訴がなかったの
で確定した（NC九〇号参照）。

三、知事候補者への質問書について

連合が質問書を取りまとめているので、連合と共同で出すことになった。

自然観察会（西岡水源池）

「冬芽と動物の足跡ウォッチング」

三月十一日（参加者二十三名）

第一四九回理事会

一九九五年四月一日

出席者 俵、佐藤（謙）、畠山、市川、熊木、土方、福地、池田、石田、江部、大久保、大館、佐藤（正）、寺島、稗田、平井、水尾、宗像（十八名）

議題

一、入会者の承認について

A会員十二名、B会員一名、学生会員一名の入会を承認した。

二、新年度事業計画と予算について

各事業の計画と予算を審議し、総会に提案することを承認した。

三、会員の除名について

A会員のこれまでの行為は定款第九条（除名）に相当することが明白なことから、A会員を当協会会員から除名する方針を決めた。

四、士幌高原道路問題について

環境庁は自然環境保全審議会に対し、公園計画見直し案を事前説明したこと、また同自然公園部会小委員

会が五月に現地調査を行うことなどが報告された。

一九九四年度第六回拡大常務理事会

一九九五年四月六日

出席者 俵、畠山、市川、熊木、土方、福地、江部、大久保（八名）

議題

一、士幌高原道路問題について

「自然にやさしい道づくり」に関する質問書に対する道の回答に不満があるため、再質問書を提出することになった。

一九九四年度第七回拡大常務理事会

一九九五年四月十一日

出席者 俵、佐藤（謙）、畠山、市川、熊木、土方、江部、（七名）

議題

一、士幌高原道路問題について

環境庁の自然環境保全審議会メンバーによる現地視察への対応を協議した。

二、会員の除名について

進行中の除名手続きにつき協議した。

一九九四年度第八回拡大常務理事会

一九九五年四月二十五日

出席者 俵、佐藤（謙）、市川、熊木、土方、福地（六名）

議題

一、会員の除名について

除名予定者に対し通知書を送付したところ、本人から異議申立書が送られてきたため、この対応を検討した。

二、士幌高原道路の取り扱いに関する要望書について

三団体共同で、環境庁の自然環境保全審議会自然公園部会長あて要望書を出すことが検討された。

（抄）

雪だるま基金

（株）秀岳荘 一〇〇、〇〇〇円

佐藤 捷彦 五、〇〇〇円

☆ありがとうございました。

（敬称略）

寄付金

三澤 英一 五、〇〇〇円

鮫島 惇一郎 九、四五〇円

中野 徹三 八、九六〇円

久松 昭治 三、〇〇〇円

安藤 久男 四、〇〇〇円

佐藤 捷彦 五、〇〇〇円

☆ありがとうございました。

（敬称略）

行事ののご案内

「魚の棲める川を考える」
勉強会の開催

川から魚がいなくなったと言われております。魚が棲める「生きた川」をよみがえらせるにはどうすればいいのか？行政に委せ放しにするのではなく、自分たちで何ができるか、川や魚について関心のある方々に集まっていたいただき、一緒に勉強したいと考えています。

日時 九月一日(金)午後六時半
場所 道民活動センター(かでの

2・7)九二〇会議室
札幌市中央区北二西七

定員 二十四名(先着順)

申込み 事前に電話にて申し込む

参加費 無料(但し資料代二〇〇円)

※申込先 〇二一―二五二―五四六五

「夏休み自然観察

記録コンクール」

募集テーマ 身近な自然の観察記録

応募資格 道内在住の小・中学生

応募方法 九月十日までに届くよう

当協会あて郵送。

※詳しくは七月二十七日北海道新聞

(夕刊)の広告を参照して下さい。

環境教育シンポジウム・95

札幌会議の紹介

(主催：札幌市)

日時 8月26日(土)13時～16時
場所 KKR札幌三階会議室

テーマ 「環境保全と市民参加」

※札幌市で策定中の環境基本条例について話し合われます。

寄贈図書

寄贈者 斉藤道子

・トマトはなぜ赤い (三島次郎著)

寄贈者 ひがし大雪博物館

・上士幌町ひがし大雪博物館研究報告第17号

寄贈者 山階鳥類研究所

・山階鳥類研究所研究報告No.93

寄贈者 高橋武夫

・厚沢部の森に学ぶ―森林観察会のようす― (発行者高橋武夫)

寄贈者 上川町自然科学研究会

・上川町の自然第18集

寄贈者 塚部儀之助

・つべつの野鳥 (塚部儀之助著)

寄贈者 道立地下資源調査所

・北海道市町村の地熱・温泉ボーリング (昭和55年度～平成5年度)

寄贈者 根室市博物館開設準備室

・根室市博物館開設準備室紀要九号
寄贈者 ウトナイ湖サンクチュアリ

・ウトナイの四季 (大畑孝二著)

寄贈者 平凡社

・よみがえった野鳥の楽園

(ハーバート・マクセル著)

・北海道ワイルドライフリポート

寄贈者 釧路国際ウエットランド

センター (平田剛士著)

・ラムサール条約その歴史と発展

(G.V.T. Matthews著)

寄贈者 鮫島惇一郎

・森が好きですか(北方林業会発行)

寄贈者 池田啓介

・帯広の植物(同書編集委員会発行)

寄贈者 八木健三

・ゆう子春みいーつけた (高橋ゆう子著)

・もったいない (山口昭著)

寄贈者 市立名寄図書館

・名寄市郷土資料報告第10集

寄贈者 斜里町立知床博物館

・斜里岳の自然 (知床博物館発行)

・磯の生物 (同)

事務局だより

ハーブの香りとともに夏の訪れを感じるこの頃です。この爽やかな季節を満喫しようとして今日も又、二人三人と自然ウォッチングスタイルのご婦人方が賑やかに歩いていきます。協会も、自然観察会や昨年好評だった小・中学生の夏休み自然観察記録コンクール等の準備、案内に忙しい毎日です。それにしても、これらの活動の資金不足が緊迫しています。会費未納の方は、急いで納入をお願いします。(山辺)

編集室より

72号から続けてきましたNCの編集を、今号を最後に降りることになりました。永い間ありがとうございました。(土方)

一九九五年八月四日
〒060 札幌市中央区北三西十一加森ビル5 六階
発行所 社団法人北海道自然保護協会
電話(〇一一) 二五一―五四六五
発行人 俵 浩 三
印刷 (株)広報社印刷

この紙は再生紙を使用しています。